介護老人保健施設あのう　令和元年度所定疾患施設療養費の算定状況について

平成２４年４月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費（Ⅰ）及び所定疾患施設療養費（Ⅱ）の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費について

１　対象となる入所者の状態は次の通りです。

①　肺炎

②　尿路感染症

③　帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）

２　上記で治療が必要となった入所者に対して治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また１回に連続する７日を限度として、月１回に限り、１日につき２３９単位及び４８０単位を算定する。

３　診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。

４　請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。

５　算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

主な治療内容

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射 水分補給（経口・点滴）、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）、など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
帯状疱疹	血液検査・症状など診察結果をもとに適宜必要な治療をおこなっています。

所定疾患施設療養費算定状況

診断名／年月		令和元年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
肺炎	人数	1	3	3	4	3	6	5	6	7	7	4	6
	治療日数	6	15	15	20	16	22	32	39	42	38	28	29
尿路感染症	人数	1	4	4	4	1	1	1	2	4	2	3	0
	治療日数	7	20	25	21	6	1	7	11	18	9	6	0
帯状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

介護老人保健施設つつじの里　令和元年度所定疾患施設療養費の算定状況について

平成２４年４月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費（Ⅰ）及び所定疾患施設療養費（Ⅱ）の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費について

１　対象となる入所者の状態は次の通りです。

①　肺炎

②　尿路感染症

③　帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）

２　上記で治療が必要となった入所者に対して治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また１回に連続する７日を限度として、月１回に限り、１日につき２３５単位及び４７５単位を算定する。令和元年１０月１日から１日につき２３９単位及び４８０単位に変更。

３　診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。

４　請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。

５　算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

主な治療内容

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射 水分補給（経口・点滴）、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）、など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
帯状疱疹	血液検査・症状など診察結果をもとに適宜必要な治療をおこなっています。

所定疾患施設療養費算定状況

診断名／年月		平成 31 年度・令和元年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
肺炎	人数	5	0	4	3	7	2	1	6	5	4	2	2
	治療日数	24	0	23	12	44	9	3	31	29	26	11	12
尿路感染症	人数	1	0	0	1	2	2	3	1	2	0	2	2
	治療日数	7	0	0	3	11	14	21	7	10	0	10	6
帯状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

介護老人保健施設やまゆりの里　令和元年度所定疾患施設療養費算定状況

所定疾患施設療養費算定状況

平成２４年４月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。
厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費について

1. 対象となる入所者の状態は次の通りです。
   ・肺炎
   ・尿路感染症
   ・帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
2. 上記で治療が必要となった入所者に対して治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また１回に連続する７日を限度として、月１回に限り算定する。
3. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
4. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
5. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

主な治療内容

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射 水分補給（経口・点滴）、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）、など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
帯状疱疹	血液検査・症状など診察結果をもとに適宜必要な治療をおこなっています。

所定疾患施設療養費算定状況

診断名/年月		令和元年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	3	3	4	4	2	1	1	1	3	2	2	0
	治療日数	14	17	19	24	13	7	7	7	21	9	8	0
尿路感染症	人数	4	6	7	7	2	6	6	4	3	4	2	6
	治療日数	23	39	33	41	8	42	39	23	20	28	9	41
帯状疱疹	人数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0

介護老人保健施設やまゆりの里

大台町介護老人保健施設みやがわ　令和元年度所定疾患施設療養費算定状況

平成２４年４月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。
厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費（Ⅰ）及び所定疾患施設療養費（Ⅱ）の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費について

1. 対象となる入所者の状態は次の通りです。
   - 肺炎
   - 尿路感染症
   - 帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）

   上記で治療が必要となった入所者に対して治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また１回に連続する７日を限度として、月１回に限り、１日につき２３５単位及び４７５単位を算定する。
2. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
3. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
4. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

主な治療内容

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射 水分補給（経口・点滴）、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）、など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
帯状疱疹	血液検査・症状など診察結果をもとに適宜必要な治療をおこなっています。

老健みやがわ所定疾患施設療養費算定状況

診断名/年月		平成３１年度（令和１年度）											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
４肺炎	人数	2	0	2	0	0	1	0	0	2	0	0	1
	治療日数	10	0	12	0	0	2	0	0	10	0	0	4
尿路感染症	人数	0	2	1	2	2	4	2	0	1	4	2	1
	治療日数	0	10	1	10	10	20	10	0	6	22	9	5
帯状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0